

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年2月13日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合条例第1号

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条中「平成22年度及び平成23年度」を「平成24年度及び平成25年度」に、「100分の7.18」を「100分の8.07」に改める。

第9条中「平成22年度及び平成23年度」を「平成24年度及び平成25年度」に、「38,925円」を「39,710円」に改める。

第10条中「50万円」を「55万円」に改める。

附則に次の3条を加える。

（平成24年度における保険料の賦課総額の算定の特例）

第17条 平成24年度における保険料の賦課総額の算定について第12条の規定を適用する場合においては、同条中「第14条又は第15条」とあるのは、「第14条若しくは第15条又は附則第18条若しくは附則第19条」とする。

（平成24年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例）

第18条 平成24年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第15条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「被

保険者(前条第1項第1号から第2号まで及び第4号の規定による減額がされない被保険者に限る。)について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者」と、「10分の5」とあるのは「10分の9」とする。

(平成24年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第19条 平成24年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の規定を適用する場合には、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

2 前項の規定は、平成24年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の2の規定を適用する場合には、適用しない。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第8条から第10条までの規定は、平成24年度以後の年度分の保険料について適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。